

学術交流のための申し合わせ

日本比較文化学会と台湾日本語文学会との「学術交流協定書」の第5条に基づき、交流と協力の詳細を以下の通り定める。

1. 学術交流のあり方に関する基本的考え方

それぞれの学会における学術的蓄積の交流を、お互いの学問分野への知的刺激として捉え、さらに、両学会ならびに両学会員の相互交流によって、それぞれの学会活動がより一層実質化することを目指すものとする。

2. 審査費

両学会員の自由投稿を促すために、投稿者が所属する学会での事前の審査手続きによる推薦制度を採り、一定の論文数を上限として、それぞれの学会の編集委員会において審査を経た論文を掲載するものとする。なお、相手学会へ推薦できる論文数の上限数については別途定めるものとする。

3. 掲載費

日本比較文化学会から『台湾日本語文学報』へ投稿する場合には、台湾日本語文学会への出版助成費として、適当な額を投稿に当たって納めるものとする。また、台湾日本語文学会から『比較文化研究』へ投稿する場合には、日本比較文化学会の規定に従って、印刷経費相当額を納めるものとする。なお、台湾日本語文学会への出版助成費については、別途定めるものとする。

4. 全国大会での研究発表

それぞれの学会員は、お互いの学会の「姉妹会員」として、お互いの学会の全国大会での研究発表に自由に申し込むことができるものとする。発表の採択の可否、種類、日程などの大会運営に関しては、相手国の学会の決定に従うものとする。また、発表に関わる渡航費用等は、原則として、発表者個人の負担とする。

附則

1. 相手学会に推薦できる論文の上限数は、必要と事情に応じて、両学会担当者で話し合いの上、決定し、変更できる。
2. 論文掲載者は、必要に応じて、それぞれの学会の規定または決定に従い、掲載誌等を受領できる。
3. 第3条「掲載費」における台湾日本語文学会への出版助成費は25,000円とする。

2008年9月12日

日本比較文化学会会長
山内 信幸

台湾日本語文学会理事長
曾 秋桂